

放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令参照条文

○放送法の一部を改正する法律（令和六年五月二十四日法律第三十六号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第四条、第五条及び第八条の規定 公布の日
- 二 第一条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日